

## 旭川市社会教育基本計画の点検・評価について

### 1 旭川市社会教育基本計画 改訂版について

「旭川市社会教育基本計画 改訂版」は、社会教育行政の基本的な方向性と取組を体系的に示したもので、二つの基本理念と四つの目指す姿を掲げ、その実現のために五つの基本目標を設定しています。

基本目標については、それを達成するために社会教育行政が市民や地域などに関わり「どのような状況を目指したいのか」ということについて整理した成果目標を示しています。併せて、基本的な施策の方向性と、その具体的な内容として主な取組も示しています。

また、成果目標の達成状況を客観的に見取るため、利用者数や参加者数など、行政の取組（活動）を見取る「活動指標」、事業実施による人々の意識や行動の変化を見取る「成果指標」、さらに成果指標では、事業終了時の参加者等の意識の変容を見取る「参加者・利用者の意識」と市民の現状を把握する「市民の意識や行動」を指標として設定しています。

11 ページ以降に基本目標ごとに方向性と成果目標を、主な取組ごとに施策事業を設定しており、この施策事業に基づいて事業を実施しています。

### 2 「点検・評価」とは

教育委員会では、毎年度、実施した事業について、「点検・評価」を行い、「教育委員会の事務に関する点検・評価報告書」として公表しています。

(別紙『旭川市社会教育基本計画 点検・評価に係る概要図』のとおり)

この報告書は、3章で構成され、第2章に学校教育部、社会教育部それぞれの「点検・評価」が掲載されます。社会教育委員の皆様には、そのうちの社会教育部関係部分である「旭川市社会教育基本計画の点検・評価」について御意見を申し上げます。

### 3 「点検・評価」の進め方

おおむね次のとおりです。

- (1) 各担当課により事務事業評価を行う。
- (2) 各担当課と関連する附属機関による施策評価を行う。
- (3) 上記(1)、(2)の評価結果を部内全体でまとめ、社会教育委員会議に諮る。

※社会教育委員会議でいただいた御意見は、翌年度の事業に生かす。

# 社会教育基本計画 点検・評価に係る概要図

## 教育委員会の事務に関する点検・評価報告書

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条（事務の管理及び執行の状況について、毎年点検評価を行い公表する。）

### 第1章

教育委員会の活動状況の点検・評価  
※教育委員会の会議の開催状況などを明らかにし、成果や課題を踏まえ、今後の活動の改善に資する。

### 第2章

計画に基づいた点検・評価  
※各計画に基づき、前年度の主な取組を整理し現状を把握し、成果や課題を踏まえ、今後の方向性を明らかにする。

社会教育基本計画  
点検・評価  
(社会教育部)

学校教育基本計画  
点検・評価  
(学校教育部)

### 第3章

学識経験者の意見  
※点検・評価の客観性の確保と今後の取組に向けた活用を図る。

意見

### 社会教育基本計画 点検・評価 (社会教育部における動き)

社会教育基本計画  
の点検・評価について

事務事業評価

施策評価

各課・施設

各課・施設及び  
各施設附属機関

意見

社会教育委員